

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口推移は、平成7年(1995年)と令和2年(2020年)の比較において、緩やかに増加している。しかし、人口構造を見ると、生産人口(15歳から64歳)の割合が14.2%、年少人口(0歳から14歳)の割合が3.3%減少しており、老年人口(65歳以上)の割合が17.2%増加しているため、高齢化が進行している状況である(出典：地域経済分析システム(RESAS))。また、産業構造において、卸売業、小売業、建設業、サービス業、製造業等と多岐にわたる業種があるが、市内の全体事業所数は減少傾向にあり、特に製造業にあっては、この約25年間(平成7年から令和元年)で事業所数が約1/3にまで減少している。製造業の事業所数が減少となった要因の一つは、工場の市外転出や廃業が増えたことや、用途地域の規制緩和が行われたことで工場跡地の住居系土地利用による高層住宅への転換が進み、新規の工場が建設されにくい環境になってしまったことが挙げられる。これ以上の事業所の減少に歯止めをかけ、維持していくため、中小企業や個人事業主の経営基盤の強化や、質的变化が求められている。中小企業の業況については、全国的に見ても回復傾向にあるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向である(出典：法人企業統計年報)。また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている(出典：法人企業統計調査年報)。今後は少子高齢化や人手不足等の厳しい事業環境を乗り越えるためにも、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図り、事業所数の維持をしていく必要がある。そのため、当市は先端設備等導入促進に向けた計画を策定し、市内事業者の設備投資を促すことで経営基盤の強化を図るものである。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、減少傾向にある中小企業者に先端設備等の導入を促すことで、市内の生産性の向上を促し、事業者の減少を止め、今ある事業者の活性化を図ることを目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に製造業の事業所数の約1割である5件以上の申請を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市において、卸売業、小売業、建設業、サービス業、製造業等と多岐にわたる業種があり、幅広い市内事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業においては、事業者が特定の地域に集積をしていないため、幅広い事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種については、多様な業種が市内には存在するため、当市の産業の活性化を図るためには、幅広い事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発やオートメーション化の推進等、多様であるため、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定を図るため、生産性の向上が人員削減を目的とした取組みとなる先端設備等導入計画については認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発達をさせるため、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を完納(納付期限が到来しているもの)している者を対象とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。